

No.	Q	A
交付対象者について		
1	支援金の交付対象者は何か。	<p>以下のいずれも満たす方が対象となります。</p> <p>①鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の支給要件を満たしている者</p> <p>②奄美市内において飲食店等の店舗を有し、事業を営んでいる者</p>
2	鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の支給要件とは何か。	時短要請の内容及び支給要件の詳細については、鹿児島県のHPをご確認ください。
3	車両による移動式の飲食店を営業しているが、対象となるか。	<p>移動式車両の駐車位置付近で飲食スペースを設けて営業している場合、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得し、交付対象者の要件を満たしていれば、対象となります。</p> <p>飲食スペースを設けていない場合は、対象になりません。</p>
4	運営している施設の一部が要請対象施設になっている場合、協力金の支象となるか。 (例：ホテルが運営している飲食店等)	交付対象者の要件を満たしていれば、対象となります。
5	カラオケボックスは対象となるか。	交付対象者の要件を満たしていれば、対象となります。
6	対象とならないものは何か。	要綱・要領に定めるものの他、グループでの会話が想定されず飛沫感染のリスクの少ない「映画館、ネットカフェ、漫画喫茶、弁当屋、デリバリー、テイクアウト、キッチンカー、自動販売機等」の事業者は対象になりません。

支援金額について

7	<p>家賃に管理費、共益費、駐車場使用料等が含まれている場合、対象となる家賃の額はどうか。</p>	<p>賃貸借契約書内で管理費、共益費、駐車場使用料等の金額の定めがある場合は、それらを抜いた額を家賃の額とします。定めのない場合は、賃貸借契約書で定められた額を家賃の額とします。</p>
8	<p>令和3年5月分の店舗家賃の支払いを猶予、減額又は免除されている場合は対象となるか。対象になる場合、支援金額はいくらになるか。</p>	<p>対象となります。交付を受けるには、令和3年5月分の家賃の支払いが猶予又は減額・免除されていることを証明する書類を提出してください。 支援金額は、賃貸借契約書等に定められた額を基に算定します。</p>
9	<p>複数の店舗を経営している場合はすべて対象となるか。</p>	<p>時短要請の対象となっている全ての店舗が全ての要件を満たすことで対象となります。 複数店舗のうち、1店舗でも要請に協力されなかった場合は対象となりません。</p>
10	<p>店舗併用住宅の家賃は対象となるか。</p>	<p>交付対象者の要件を満たしていれば、対象となります。 その場合、住居部分と店舗部分との面積割合を基準として算定した金額を家賃の額とします。</p>
11	<p>借地の賃料は支援対象となるか。</p>	<p>対象となる店舗の敷地として利用している土地代は対象となります。 店舗の駐車場として土地のみを賃借しているものについては対象外です。</p>
12	<p>売上連動で賃料が変わる、いわゆる変動家賃の対象となる家賃は？</p>	<p>令和3年5月分の家賃が対象となります。共益費、管理費、駐車場使用料等については対象外です。</p>